

# 国際海洋権益における台湾の新契機

林廷輝

## 一、前言

1982年に締結された「国連海洋法条約」の第21回(以下、今回と呼ぶ)締約国大会が2011年6月13から17日まで、ニューヨークの国連本部で開催された。今回の会議の主要目的は、「国際海洋裁判所」(ITLOS)の年度報告およびの予算、「国際海洋裁判所」の7名の裁判官を選ぶ選挙、「国際海底管理局」(International Seabed Authority, ISA)および「大陸棚限界委員会」(Commission on the Limits of the Continental Shelf, CLCS)の報告発表などであった。そのうち、兩岸の国際法学界から注目を集めたのが、中国籍の裁判官、高之国氏が再選されたことだった。

高之国氏は現在、中国国家海洋局海洋発展戦略研究所の所長を務め、専門は国際海洋石油資源と東シナ海の境界問題である。ここ十年では、南シナ海の問題について多くの論考を発表している。このため、フィリピンのアルバート・デル・ロサリオ(H.E. Albert F. Del Rosario)外相が7月8日に中国を訪問した際、南シナ海の領海問題の解決は「国際海洋裁判所」に委ねるべきとアドバイスした場合の中国の反応に注目が集まった。結局、中国外交部は12日に記者会見を開き中国政府の立場を「中国は終始、国際法に則った主張を行っており、当事国間の直接協議により南シナ海問題を解決する」と表明。間接的にフィリピン外相の建議を否定し、南シナ海問題は両国間で解決するという立場を示した。

## 二、海洋法の旧領域、新しい重点

さて、今回の海洋法締結国大会における「大陸棚限界委員会」および「国際海底管理局」によるレポートの重点である。前者に関しては、2005年以降、事務処理の案件が激増しており、特に各国から提出される大陸棚の外部限界の科学技術に関する案件審査が複雑、繁雑化しているという。後者のレポートでは、国家管轄の範疇以外の地域において、各国が積極的に資源探査などを行う情勢に加え、深海海底の資源探査技術が進歩したことで、こうした管轄外地域開発が今後50年間における世界各国の資源奪取の焦点となるだろうと指摘している。1994年には早くも国連大会で「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定(Agreement Relating to the Implementation of Part XI of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982)」が採択(略称は「深海底協定」とされており、これによって海洋法の有効的な施行が実現した。

日中間では、2010年9月、中国漁船と日本の海上保安庁が尖閣列島付近で衝突する事件が発生。中国側はその後、レアアースの輸出を制限するという強硬な外交姿勢を推し進めた。2011年7月上旬、WTOは中国のレアアース輸出規制は国際貿易法規に違反するものと裁定。同時に、中国に対し、下半期のレアアース輸出量を現在の倍にあたる1万5,738トンに押し上げるよう命じた。ただ、これに対してはEUからは不満が漏れており、レアアースは各国が積

極的に求めている資源であり、代替法案を常に模索すべきだと主張している。日本の朝日新聞は、東京大学の加藤泰浩教授の研究を引用し、ハワイ群島を含む太平洋中部の880万平方キロの地点や仏領ポリネシア群島南東の240万平方キロの海底(水深3,500-6,000メートル)でレアアースが発見されており、将来の開発も可能だという。開発が実現すれば、中国のレアアースを代替するものとなり、各国が中国のレアアースに頼る必要性が減少することになる。

### 三、台湾における海洋権益の新契機

ただし、こうした地域のレアアース資源は、国際海洋法の規範の中では「人類が共同で継承する財産 ( Common heritage of mankind ) 」と規定されており、いかなる国家もこうした地域のいかなる部分および資源に対して主権を行使したり主張したりすることは出来ないのが現状である。いかなる国家、自然人、法人も、これらの地域や資源を所有することは出来ず、その資源の一切の権利は全人類に帰属することになっている。そのため、前述の「国際海底管理局」が全人類の権利行使を代行していることになるのだ。

台湾は1982年の国際海洋法条約締結国ではないが、一貫して地域資源を共有する権利を主張してきた。さらに「国際海底管理局」の企業部は単一の、もしくは企業連合方式により、地域探索や開発活動に従事することが可能である。実務上は、いわゆる「平行開発制 ( paneled system ) 」により、台湾が関わる企業や国営企業にも一連の開発に参加する機会があるのだ。もちろん、台湾人民にも開発の恩恵を享受する権利があることは言うまでもない。

「国際海洋裁判所」における海底争議法廷は2011年2月、「地域内活動に従事する個人もしくは団体に対する国家の責任と義務について ( Responsibilities and Obligations of States Sponsoring Persons and Entities with Respect to Activities in the Area ) 」と題する諮問意見と考察を発表した。「ナウル海洋資源企業 ( Nauru Ocean Resources Inc. ) 」と「トンガ近海採掘企業 ( Tonga Offshore Mining Ltd. ) 」による地域内活動について、ナウルやトンガ王国といった条約締結国はいかなる責任を負うべきか。こうした問題に対し、国際海底管理局が法廷に対して諮問意見を求めたものである。この案件から伺い知ることが出来るのは、地域の開発は先進国家のみの特権ではなく、小規模の島嶼国でさえも積極的に参戦するものであり、台湾も一つの海洋国家の一員として当然、参加すべきものである。

### 四、結論

2008年5月、総統に就任した馬英九氏は選挙公約で掲げた海洋政策の実現に全力を傾けてきたとは言い難い。馬政府は兩岸政策にのみ全力を注いでおり、世界的海洋資源の喪失と商機を失いつつある。また、馬政府の海洋政策のなかでは台湾人民のための海洋権益をいかに開拓し、保障していくかについての具体的な展望が一切見えてこない。このため、今回の「国連海洋法条約」締約国大会の重点から見ると、国際海洋法の潮流は大陸棚やレアアースなどの資源が眠る地域の海底開発や資源確保に収斂していくものと思われる。こうした流れの中で、いかにして台湾人民の権利を確保していくか、為政者が熟慮するには十分価値のある命題である。**BT**